

福祉常任委員会資料

令和4年6月14日
(2022年)
福祉保健部国保医療課

令和4年度(2022年度)城陽市国民健康保険料の保険料率及び減額について

◎令和4年度医療給付費分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割	7.35/100	均等割	21,040円	平等割	22,900円
-----	----------	-----	---------	-----	---------

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分 (注1) (注2)		(参考)	(4年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
7割減額	均等割	14,730円	均等割	21,040円	14,730円
	平等割	16,030円	平等割	22,900円	16,030円
		(特定世帯の場合)	11,450円	8,020円	3,430円
		(特定継続世帯の場合)	17,180円	12,030円	5,150円
5割減額	均等割	10,520円	均等割	21,040円	10,520円
	平等割	11,450円	平等割	22,900円	11,450円
		(特定世帯の場合)	11,450円	5,730円	5,720円
		(特定継続世帯の場合)	17,180円	8,590円	8,590円
2割減額	均等割	4,210円	均等割	21,040円	4,210円
	平等割	4,580円	平等割	22,900円	4,580円
		(特定世帯の場合)	11,450円	2,290円	9,160円
		(特定継続世帯の場合)	17,180円	3,440円	13,740円
(2) 未就学児分 (注3)		(参考)	(4年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
低所得者7割減額時	均等割	3,160円	均等割	6,310円	3,150円
	低所得者5割減額時	5,260円	均等割	10,520円	5,260円
低所得者2割減額時	均等割	8,420円	均等割	16,830円	8,410円
	低所得者減額なし時	10,520円	均等割	21,040円	10,520円

(注1) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割が減額されます。

7割減額：43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

5割減額：43万円+28.5万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

2割減額：43万円+52万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

(注2) 特定世帯とは、75歳に到達する被保険者が国保から後期高齢者医療に移行することにより、その世帯の国保被保険者が単身となる世帯で、平等割の2分の1を減額。特定継続世帯とは、特定世帯となつてから5年を経過し8年を経過する月までにある世帯で、平等割の4分の1を減額。

(注3) 未就学児とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者で、低所得者に係る減額後の均等割に対し、その2分の1を減額。

令和 4 年度保険料率の試算について【医療給付費分】

〔支出見込額〕

一般被保険者医療分 8,159,596 千円	
退職被保険者等医療分 757 千円	
合計＝当初医療分予算額 8,160,353 千円	

〔収入見込額〕

一般被保険者医療分 現年度保険料 (賦課総額) 1,141,589 千円 内、保険料収入必要分 (970,405千円) 内、財政調整基金 (50,275千円) 内、保険基金安定繰入金 (経減分) 未就学児均等割保険料繰入金 (171,184千円)	一般被保険者医療分 7,018,007 千円 内訳 府支出金 6,658,795 千円 一般会計繰入金 238,154 千円 (経減分、未就学児分を除く) その他財源 121,058 千円	退職被保険者等医療分 757 千円
--	---	----------------------

保険料収入必要分 920,130 千円	÷	(徴収率) 96.09%	=	(調定額) 957,570 千円
(法定軽減額) 171,184 千円	+	(市独自減免額) 6,673 千円	=	177,857 千円
			+	調定額ベース (賦課総額) 1,135,427 千円

所得割 (100分の50に相当する額) 580,993 千円 ÷ 7,904,675 千円	≒	7.35 %
(3 年度 差		7.08 %
		0.27 pt
均等割 (100分の30に相当する額) 341,416 千円 ÷ 16,227 人	≒	21,040 円
(3 年度 差		19,810 円)
		1,230 円
平等割 (100分の20に相当する額) 229,022 千円 ÷ 10,001 世帯	≒	22,900 円
(3 年度 差		21,720 円)
		1,180 円

÷ (取得喪失による変動率)
98.61%
→ (当初賦課額)
1,151,431 千円

参 考

◎令和4年度後期高齢者支援金等分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 2. 80/100 均等割 7, 930円 平等割 8, 570円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分 (注1) (注2)

	(参考)	(4年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
7割減額 均等割	均等割	7, 930円	-	5, 560円 = 2, 370円
平等割	平等割	8, 570円	-	6, 000円 = 2, 570円
	(特定世帯の場合)	4, 290円	-	3, 010円 = 1, 280円
	(特定継続世帯の場合)	6, 430円	-	4, 510円 = 1, 920円

5割減額 均等割	均等割	7, 930円	-	3, 970円 = 3, 960円
平等割	平等割	8, 570円	-	4, 290円 = 4, 280円
	(特定世帯の場合)	4, 290円	-	2, 150円 = 2, 140円
	(特定継続世帯の場合)	6, 430円	-	3, 220円 = 3, 210円

2割減額 均等割	均等割	7, 930円	-	1, 590円 = 6, 340円
平等割	平等割	8, 570円	-	1, 720円 = 6, 850円
	(特定世帯の場合)	4, 290円	-	860円 = 3, 430円
	(特定継続世帯の場合)	6, 430円	-	1, 290円 = 5, 140円

(2) 未就学児分 (注3)

	(参考)	(4年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
低所得者7割減額時 均等割	均等割	2, 370円	-	1, 180円
低所得者5割減額時 均等割	均等割	3, 960円	-	1, 980円
低所得者2割減額時 均等割	均等割	6, 340円	-	3, 170円
低所得者減額なし時 均等割	均等割	7, 930円	-	3, 960円

(注1) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割が減額されます。

7割減額：43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

5割減額：43万円+28.5万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

2割減額：43万円+52万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

(注2) 特定世帯とは、75歳に到達する被保険者が国保から後期高齢者医療に移行することにより、その世帯の国保被保険者が単身となる世帯で、平等割の2分の1を減額。特定継続世帯とは、特定世帯となつてから5年を経過し8年を経過する月までにある世帯で、平等割の4分の1を減額。

(注3) 未就学児とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者で、低所得者に係る減額後の均等割に対し、その2分の1を減額。

〔収入見込額〕

当初予算計上額

参 考

当初予算計上額



◎令和4年度介護納付金分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割	2. 69/100	均等割	7, 760円	平等割	6, 100円
-----	-----------	-----	---------	-----	---------

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分

		(参考)	(4年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
7割減額	均等割	5, 440円	均等割	7, 760円 - 5, 440円 =	2, 320円
	平等割	4, 270円	平等割	6, 100円 - 4, 270円 =	1, 830円
5割減額	均等割	3, 880円	均等割	7, 760円 - 3, 880円 =	3, 880円
	平等割	3, 050円	平等割	6, 100円 - 3, 050円 =	3, 050円
2割減額	均等割	1, 560円	均等割	7, 760円 - 1, 560円 =	6, 200円
	平等割	1, 220円	平等割	6, 100円 - 1, 220円 =	4, 880円

(注) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割が減額されます。

7割減額：43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

5割減額：43万円+28.5万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

2割減額：43万円+52万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の人数-1※)

※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

令和 4 年度保険料率の試算について【介護納付金分】

〔支出見込額〕

介護納付金分	
159,818 千円	

〔収入見込額〕

介護納付金分	
現年度保険料 (賦課総額)	142,502 千円
内、保険料収入必要分	(123,085 千円)
内、財政調整基金	(30,822 千円)
内、保険基金安定繰入金 (繰減分)	(19,417 千円)
介護納付金分	17,316 千円
内訳	
一般会計繰入金 (繰減分を除く)	10,448 千円
その他財源	6,868 千円

保険料収入必要分	92,263 千円	÷	(徴収率)	=	100,176 千円	(調定額)
(法定軽減額)	19,417 千円	+	(市独自減免額)	=	20,702 千円	
					+	調定額ベース (賦課総額)
						120,878 千円

所得割 (100分の50に相当する額)	64,310 千円 ÷ 2,390,734 千円	=	2.69 %
	(3 年度 差		2.69 %
			0.00 pt
均等割 (100分の30に相当する額)	35,401 千円 ÷ 4,562 人	=	7,760 円
	(3 年度 差		7,760 円
			0 円
平等割 (100分の20に相当する額)	23,924 千円 ÷ 3,922 世帯	=	6,100 円
	(3 年度 差		6,100 円
			0 円

(取得喪失による変動率)

97.77%

(当初賦課額)
123,635 千円